

寿生会訪問介護事業所
(居宅介護)
運 営 規 程

寿生会訪問介護事業所（居宅介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人寿生会が開設する寿生会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行なう障害者総合支援法に規定する居宅介護サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、支給決定を受けた当該利用者に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

（事業運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員は、当該利用者が居宅において、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 寿生会訪問介護事業所
- (2) 所在地 田野畑村田野畑120番地18

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行なう。
- (3) 訪問介護員 2.5名
訪問介護員は、居宅介護計画に基づきサービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 12月29日から1月3日までの日を除き、月曜日から土曜日（祝日を含む）までとする。
- (2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 前各項の規定に関わらず、必要に応じ営業日及び営業時間を変更することができるものとする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基

準を超えない範囲内において、市町村長が定める額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助

- 2 次条の通常の事業の実施区域を超えて居宅介護を行う場合、それに要した交通費は、通常実施区域を超えてから社会福祉法人寿生会が実施する「介護輸送サービス事業」の距離制運賃を準用した額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、田野畑村全域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、居宅介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所の訪問介護員は、いかなる場合においても利用者に対し以下の虐待は行わない。(身体的虐待)(介護・世話の放棄・放任)(心理的虐待)(性的虐待)(経済的虐待)

- 2 事業者は、利用者の虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- 3 事業所の訪問介護員は、家族等から明らかに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、市町村等に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日 一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月25日 一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日 一部改正）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年9月22日 一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日 一部改正）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日 一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日 一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年2月2日 一部改正）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 17 日 一部改正）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日 一部改正）

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。